



近世
美談

大川仁政錄

第二輯

伍

~ 13
3348
10



門へ 13
3348
10

近世美談 大川仁政録第二輯卷之五

第十五回

高田姉妹嫁良家

津田當麻察穢心

松亭主人編次

大正十年八月九日
本大學出版部 贈

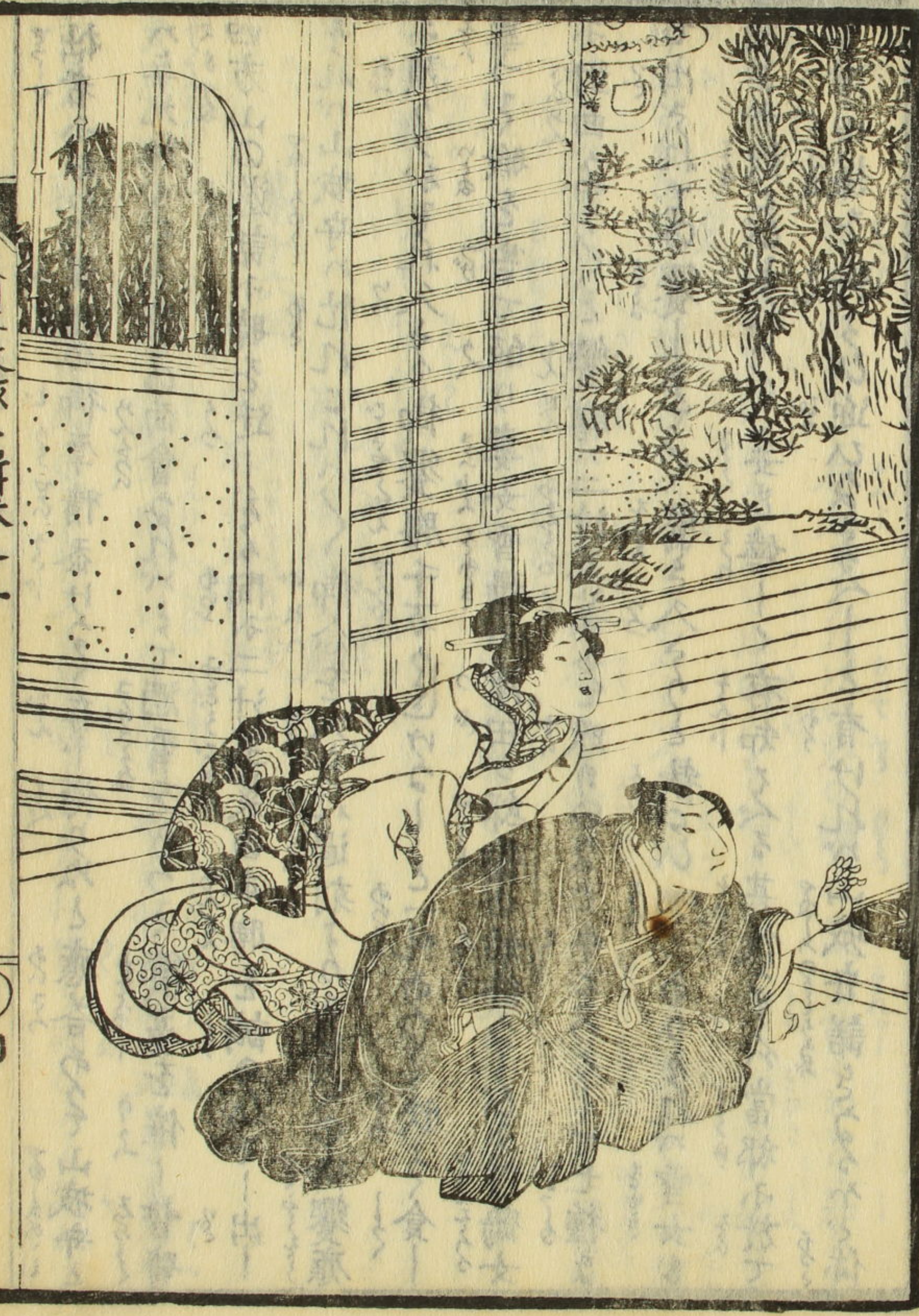
夢想の国師の事たるぬ身を恨むと鳴の脛短くてとそ浮む瀬もあれ
て兔小角寶をかりし人小情け愛慾の意なく施しとらふ妻を知らぬと
有ても足らぬくと欲心ふくとを則つら佛家より有賤餓鬼と誡められり
時小高山甚内ハ浪人の後諸方より召抱へんとあれども二君小仕の侍々
君子の耻るところと負苦の中小年月をうらむ姉雪女九二妹鶴女十九の
頃より雪女ハ當麻山城守とりて肥田の上席小勤仕ありける所この雪女ハ

素来眉目をぐれ殊小利發して人小を起居なども静りて主人山城守が意小應ト發妾と有りけるがけりまご定まれる内室も受けければ遂本妻と有りける妹鶴女も同トく姉雪女小まらるといふとも劣らざるの美人してこれも亦津田与九郎とて中小性組して千五百石の家領を有りける邸館へ同トく侍女奉へ出けるが是も未だ妻室なれば貞実にて殊更温順なればとて本妻と有りて夫婦むろくありて鶴女の父高山甚内へ月々糊口をたすけ頼みける此趣を姉の雪女やとて夫山城守へいひ言ける此頃兼つるべれば妹駕り津田与九郎君の妾が父母をありて御世話ありて月々の賄ひ金などを下さるる乃趣き小るべし万乞妾ハ殊更姉の更ハ侍ればつうとく願ひ奉つる

勿論妾姉の後れば父母を頼み奉つる身ハ侍れど婦人の更ハ心ふまう侍らば万乞主人公より御意入ありて賜つる有る存一奉つるといひければ山城守心小能はざれば你ハらるい支を言ひのり不倭親まを頼み更なれば何ぞ你がやうな女を妻室小要とらる歴々より貫へ要とらる身ハ侍れど結納しやの替礼式小よやど雜費の上小公へとらる執權評定衆への披露仲間の衆中へ饗なり刀端小雜費おとらる小你的如く雜費の入らぬを幸ひ小妻室小政とあり併ながら你的親甚内をよびよるべし与九郎が面前もあれば舅高山氏小一面會を得んば涙ぐくわりのやれハ急小未臨あるとゆう小手と一と聞て姉雪女の大さ小歡とび早速父高山甚内へ此趣と通下ければ甚内

の思ひがけうへ山城守よりの使節何支ゆくと老人の妻ゆへ大いお意ふ
案ト煩らひさう々袴両釵ふ入来りなれば雪女ハ大さお款こひ主人山城守
へ斯と通しけしむ先茶漬なりとも進しゆりく休息しむとせよとお内
面會ふ及ぶしと須更隙とて全くと袴を着し立出て舅甚内と初面
會の應接ありて足下をまひとさうへ全く余の儀ふとて雪女より美
つれば津田与九郎さより足下夫婦を養ひし賄ひ金をさうつうりけし
不佞ととも他お見とてさうと懐中より金二拾兩をさし出し此金子
を合カいとんまなぐり此金子の儀ハ足下お遣りけしゆり捨ると思ふ
て遣りけしゆれば足下も左おめられて持てるさうと有るれば甚内も
困窮とい言さうり以前ハ新田家とて相應の高取の妻ゆへ山城守が言

好あり緩怠なれば微一煩嘔辞して曰く御意人の段千万悦着お存すれ共
幸いお津田与九郎さより御類うひ金を下されば得ひ金子入用おとさう
れハ御返進お及びと差戻しなれば山城守のさう然らば不佞が志
るれば是非おと有る甚内も两三度辞して受ざれども山城守をうてと
おお推て返弁おとさうり置しゆり雪女の取繕ひなれば高山ハ心お殘念お
おのりおれども是非おと一礼のべし持てるさう斯くその翌日山城守ハ奴
僕善黨鎗持艸履取召し具し津田与九郎が郵館おしゆり郷辱をこそ面
會おおとび双方時候の應接ありて高山甚内へ金子二十兩遣しゆり
披露ありなれば津田与九郎忽ち意中直下しなかつとと障らぬ体お
て是ハく能とと金子御貸つうへさん定めて大悦お存知まうりあるべし



當麻山城守
津田与九郎
が邸小至く
郷食應ふ
らるる圖



拙者ふ初めて貴凡の御厚情忝けり存侍りぬと應答ありて山城守と
ハ与九郎もえいめでの面會うればとて酒肴をゆつゝ饗宴を催し暫時
四方山の遊話不時を迂りける間ふ二汁五菜の本膳を調のひさし出
れば山城守の忙れこれいづく御念を入られ過刻よりさむぐの御饗應
み預りかそれ入る御饗膳千方けけりとい礼ありて快く食
畢つゝ暇を告て飯り妻女雪婦津田が邸館の始終さびふ妹鶴女
み對面うやうくと饗膳二汁五菜を吸りのなと手をつくりて七種ま
で出されての饗膳さてく驚き入りと歡び咄ありければ雪女も
大さみ歡びそれいづく妾も嬉しく存知る其儀さるが當邸不於て
も津田様を御さび迎ひなさるべしと有ければ山城守諾さるるかと你

る言とつ先方ふおひて存知さるべ以の外の饗膳不佞おひて知らぬ
負も成まどと翌日使者をりつて津田氏を招らると聞て雪女の然らぬ
津田さむの通りみなそれすん成まどとつて山城守與さる負めて夫は何
妻をうつゝや兎角他めて美酒佳肴を饗され二汁五菜を美食る
てといとも我ホ方おひて一汁三菜を美膳く汁ハ掻立ふして然るべし
ぞ言渡しけるぞ恪愾おる

第十六回 津田家儲世嗣 當麻妻贈産着

良田万頃日の食二牛大家十間夜外ハ八尺とる宗祇法師が此ことを和哥
をりつて物妻不足らぬとわひら迷ふらる作り痴ひよと詠れ

儲も格憯ふ名ざると當麻山城守ハ家禄七千石を賜つり大身なぐ格憯
 のもの若黨奴僕も疎も恨もを詫しければ津田与九郎を招
 うんと其用備を為し使者をりて過日ハ始めてはより出て存知もよるば
 御念の入れぬ御饗應ふあづろ千万忝なり今般庵末なる兼
 救寄の新茶口坊を晋上り度御入来待奉るとの演舌ふよつて忝
 うき旨を返答みわらひ郷辱の刻限み入来ありなれば山城守玄関ハ出
 迎ひ書院へ請招し此かどの一札をのべり救寄屋へ這入て湯のたきりてを
 考ぐ囲ひの間へ請り濃茶の手まゝめて後席うら若の饗し若料理
 と称して一汁三菜の饗膳をりつゝ饗なり妻女於雪出て何角と會釈
 ありて不束なる妹相うらな幾久しく御寵愛下されども頼も饗なり

ける与九郎ハその不馳走まるを見て渠奴大禄とりふ似合ざる格憯のりぬ
 うりと直下なれば与九郎ハ應接をこくあゝ立入て妻女於鶴小謂して
 曰く叔母が姉智山城守ハその身七千石の大禄の身柄なると以の外の
 格憯者なり今日請招ふよつて罷り向ひし所がかやうくう向後交會
 ざると入ふらば一家の親しと思ひもよるば渠奴が不道人と交會をさ
 しば奈何やうなる恥辱を受人も知れば尔来疎遠ふ為にべし今をよ
 ける儲との後月日とれく津田方ハ男子安産ありける趣きを聞て姉乃
 於雪一日山城守ハ向ひく儲津田さる方ハ御男子御安産の趣きを粗兼
 つら及びり責てハ産着一重を祝し贈りしと有ければ山城守頭をさ
 て否々そのやうハ義理をさるひでも苦うらば唯そのまゝを知らぬか

こゝ能るべしと聞て雪女重ねく言けるハ今般ハ初産也殊小男子とわれ
 ハ同前不祝ひ飲ぶべき妻ふ侍れハ祝ひとて人の誉をすれとて
 だれりのハ一ハ當家の外聞なれば是非進びられとていければ
 山城守不兼知也て其やうふ無益の儀ハ表をうごげとも可なり海と
 そのやうふ逐一ハ義理を立く表をうごげハ身上のさつりとも成べくま
 さやうらる雜費の儀ハ無用く當時の泰平の世也放てハ免角ハ黄白
 を貯へるが面白りのやう黄白雜費の儀ハ於て人ハ人ハと誹謗ハお
 よぶとも何奈いとふなと事う況てハ我ハ方ハ頓着ハおよがぬ産衣とや
 の儀ハ捨をくべしと兼諾なれば雪女も今ハ詮方なく其終ハ打過ける
 といども姉として産衣の一重も祝ふてハ妹の思惑もといハ九郎君

の思召もいふと色々心配して雪女つくと思案の上吾公服なりとも
 めい直してとわりやん寤りて聴て彼吾公服の内を急み取て身中
 をらめて産衣を調へ津田の邸館へりてせわたりけり誰つとて家内
 みて此妻を山城守の聞て雪女ハ謂ふて曰く不佞が遣りてと制
 止免侍りの何を何とて不佞が制止をせしめて遣りけるや假令お
 世が意ハ欲せざる妻もあれ主人のいふ所を守るこそ婦人の道なり
 妻の身として主人の詞をせしむ吾儂の野為さやうなる不埒の女
 吾妻ハあはれ向後離縁ハやぶざり去らざり汝が親甚内ハ金二十兩貸
 せうハいさ右金子を返渡ハかよべしと責られて雪女ハ泪をぬぐい妾
 が致しこの御意ハさう離縁とあるハ是非もたれ妻うごも妾婦人

の身をりり二十兩の金子何と調のへきや此儀はひと御用捨不
 預うくと詭れども山城守曾りり聞は否々了簡うり万一金子
 を返さもん代りとして你を婢女にして召つらん其中二十兩の金子を
 返泳せよと虐られて雪女へ苛のや胸を推さづめて然らば婢女なり
 下り勤仕つべし其座より裳服を着久危厨へ下り内室の風俗も
 忽ちかろり靸鞋綿袴て庭をり涙みられ幕りつてみ眼もろろば
 斯も連うれ山城守が所為を無念おかりり細々と文章不書認ら
 妹鶴女へ遣へりるを妹鶴女此文章を見く大さか懐と主夫と九郎不
 この文章を見せられ津田へ懐然と驚と怒り武士なる者の所為不
 あらば誠小人外うり山城守が所為うり己れ耻辱をあえり人中不放て

赤恥をくせんののと急と金子を調のへきと実意ある武士うりける

第十七回

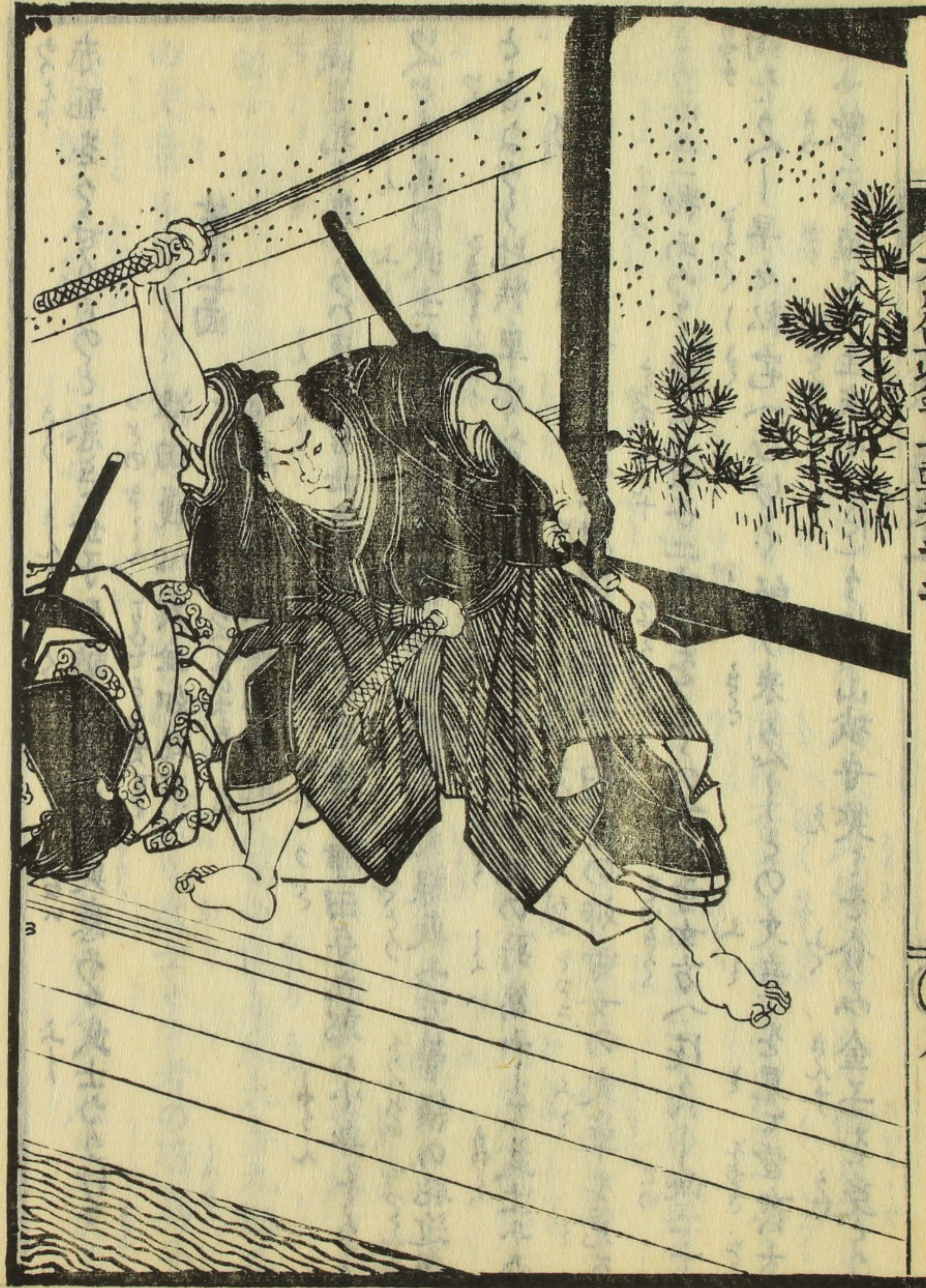
津田義心黄金如瓦石
 當麻貪欲為金不知耻

義を見こ為らる真の勇士みあらばとく皆へ津田と九郎の小身をりり
 りども真の武士なるべしま當麻山城守の大祿取めて管領の耻近衆
 と言なぐり此快車劣る男で実小車夫下郎の所為にして武士不
 らば愧ぢ一慎むべしこれ津田と九郎の内室の姉雪女の文章を見る
 より心不物あつと忽ち金子二十兩をとりの雪女方へはくし此二十
 兩をくし早々私宅へむけり飯り来るべしとの文章を見て雪女大
 とみ飲とび直る主夫ふりりこれ山城守笑を合み金子を受とり

津田与九郎
當麻が悋惱と
怒て胸撃ふ
あそび

二ノ巻二ノ章

九



二ノ巻二ノ章

九

扱ましく雪女小對ふと曰く金子を受取らるる人の言分細なるれども
 この趣とを能兼知あるべし元金の二十兩をて済らるといども四ヶ年この
 利足金壹兩小付壹ヶ月小壹匁小して月小二十匁まで一ヶ年
 の利銀二百四十目ありこの二十兩の四ヶ年以前の八月小甚内へ貸され
 當年の四月までこの利銀の高めて九百目あり金小をして十五兩也
 此利銀を受納せしむば済ぐに先それまでい勿論婢女小して召使と
 といふを聞て雪女の大と小腹立ふやうび其後のあまう強情なる仰せられ
 うと愚父甚内その砌り金子入用ふあつてと辞退小及びるを是非小持
 飯らるゝと勧めらるゝ是非なく借用あつて持飯られし金子あり素
 未利銀何程つとらふ應對もなくさやうの非道の儀を仰せらるゝ更哉

あゝんと揮ぐひければ山城守眼小角とて休らうとを聞く耳はな
 利銀を勘定相済までいやそり你を婢女小して利銀十五金分使
 して吳人と誦らひ居る所へ津田より使僕来りて曰く雪女君の金子
 御返進あつる人の急を我等邸宅へ御帰らるるべし其為とぞく
 御迎ひとぞくまうり出るる所つりと聞て雪女の妾も斯のことく
 薄情うらこの邸館小居て何面目あつて脚を止むへきや一寸もをやく
 のたうと九郎様へ御礼やう万緒御咄し申上とかりやくとせれども
 山城守うらうく申されとせれは歸り申事とらうとぞくと涙うら
 ら返更あつて使僕をうけける山城守この使僕の小来りたる趣と
 聞る家の長隅田清八を呼ぶ曰く拙甚内小取らるる二十兩の元

金へ受納もれども未だ利銀を持来らば世上小金を貸て利銀
を取らざる者のちるまや你へ津田与九郎方へ往く雪女を久を
く間利銀九百目御まじあると申金子を受取るを令
せられ清八が曰くその儀へあまり法外の話あり街民の申す
帯釵せし者のいふべき儀あり此儀へいと御勘弁ありて進
むるぞし且又さやうの卑劣の儀仰せ遣へんは津田氏へ不
聞くごの儀あてとまじ御勘考ありて然るべし哉と止め侍と
山城守怒つて曰く何とくさやうの柔弱うら儀を申けりぞ其何
也ふ金子二十両を四ヶ年が間無利足あて貸といふ法があるや
你等へさやうの心得也ふ万緒弔が意不應せぬ急ぎ金子を受取



飯も〜と罵りければ隅田も今詮方なく家僕も命じて受取
はらへしければ与九郎彼使ひの僕を呼んで曰く御口上の趣き集知
仕りし山城守殿直々雪女子を召連れ御入来めし直々御
まじ申へとの返答を聞て山城守あまらば其直々往へし雪女
一足おそく来ると令し山城守へ常例の家僕を召具し津田
が邸館へ趣き玄関へ斯と御辱小因り執次の侍立出くあざ
御扣へあま〜と有ふあま〜山城守玄関の次の間小座し儀居
る續て雪女も来り直小深関へとつり妹夫婦小對面のうし一礼やり
内外の談小泪をぬぐひけり聽くも与九郎へ一刀を帯び立出く
はく城州候能くも来臨ありし勿論雪女離縁狀御持参あり

子やと問れり山城守黙頭よりやど貴言ふたゞぐひ持泰り
 くりと差出一書を与九郎受取攻め披見あつて懐中へきて先
 達て高山甚内恩借の金子二十両先般返済ふおろびより定免と
 相違なく雪女子より受とれ侍らん是はまゝ四ヶ年分の利銀九百
 巨なり慥く御受納あべりと銀子をわけ渡しければ山城守即ち
 銀子をあつて四ヶ年以前尔来の利銀九百目慥く御受納いり
 と懐中より座を立んとする所を与九郎須更いと推とめ如何も
 山城守その利銀受納あつて申分りやと言れり山城守成やど
 申分りいと對ふ与九郎曰く你ふるふがな饗應いり度ハあつて
 れども即今あふ有合せらこの刀の胸撃をくらんとせんぐお撃

居られり山城守ハ大のど四ツ這ふりて玄関へ駈出くらや
 家僕等与九郎不佞を胸撃打居り你等も主人の仇う
 渠奴打とめりよと令それども奴僕ホのこれを聞え我ホ何人
 仇人外聞とるいと途久アくる山城守とも云る武士乃黄
 白の欲おまよと忽ち武門の義をりてれ恥辱をとりてを啼
 たり是は子九郎の本家津田左五門尉とて家禄八千五百石の大家
 ありたりが此趣きを聞より直不与九郎邸宅へ来り喧嘩の始末
 を聞れり此趣き月番の評定衆佐々木近江守信久へ訴へける是
 不より津田与九郎ハ武藏七黨の内奥州二子城主二万千六百石
 を賜りて和賀中勢太捕義翁へ御預け當麻山城守を上州倉賀野

三万七白石を賜りて倉賀野三河守行政へ御預けの身と成り

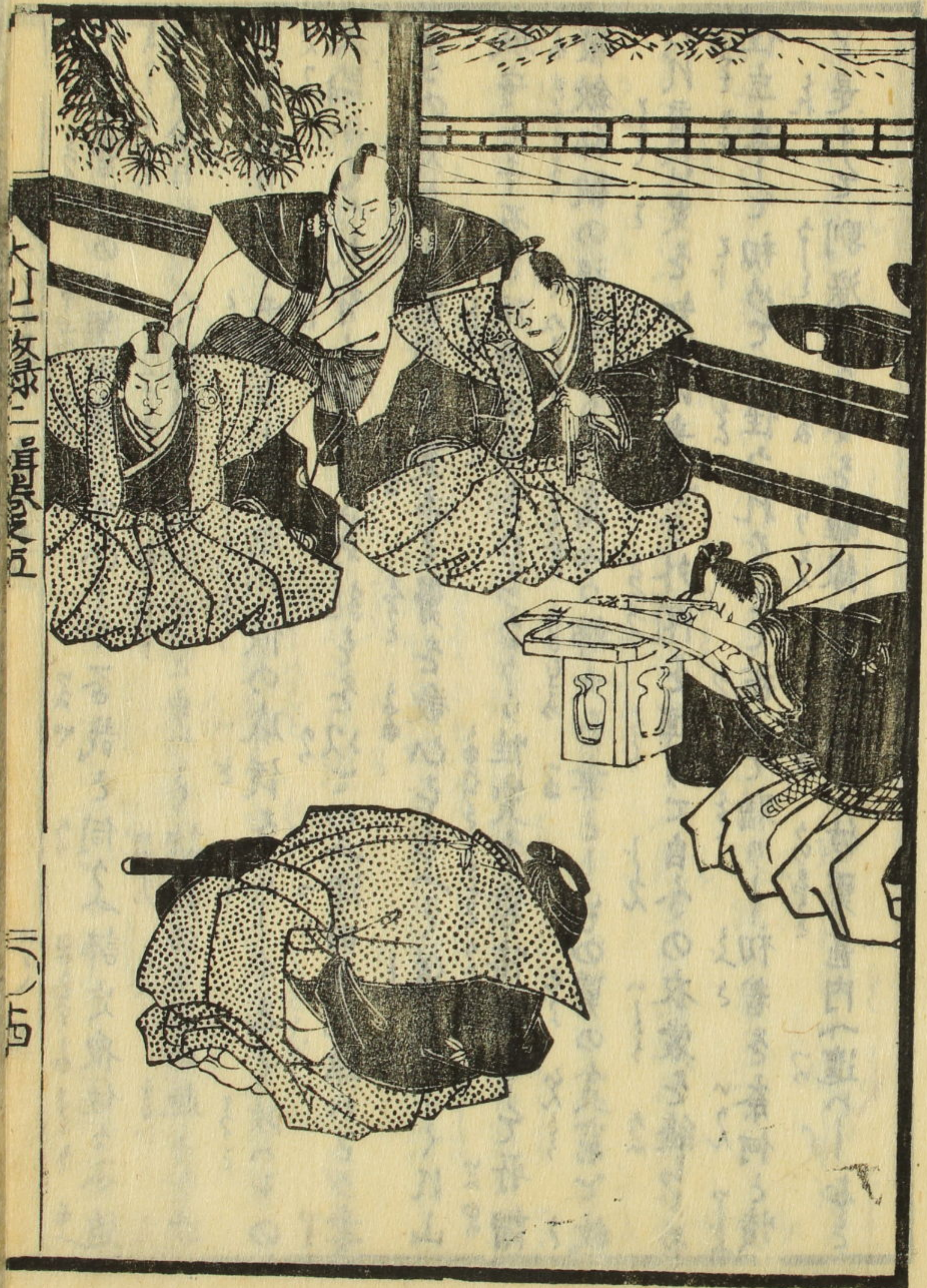
大川候明載

第十八回

津田賜加増

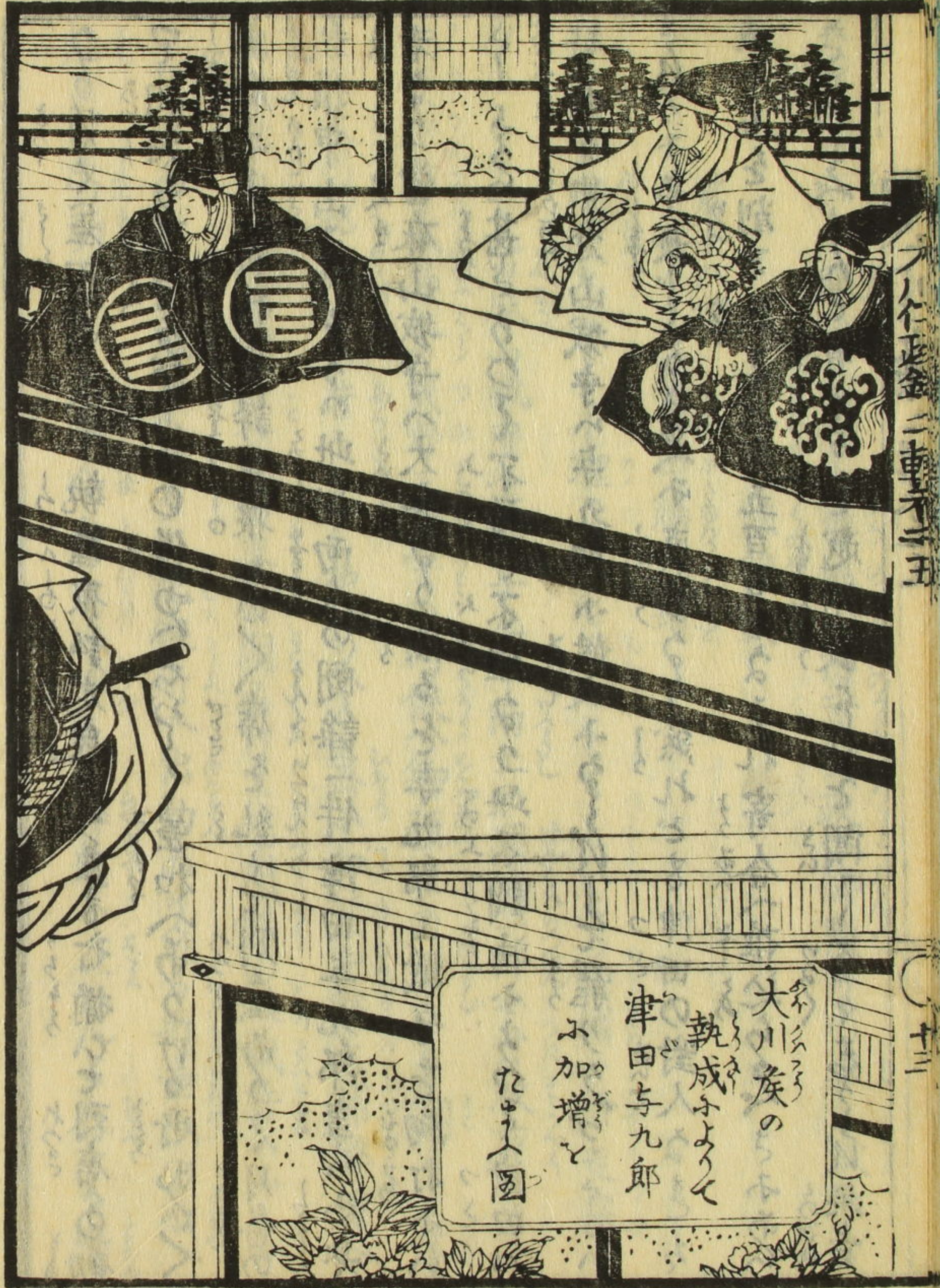
明へ以て闇室をてて理へりて人心をてて候と云や備へ評定衆の
少汰として當麻山城守津田与九郎両士の闘論一件小付双方とも不
和賀中勢太補倉賀野三河守の両候へ御預けの趣を聞くと等
しく大川越前候の若々しくわりりて密不和賀中勢太補邸館へ
往り津田与九郎が妻の始末を聞届けて越州候の此載許へいり
たりゆゆんと思ひありて記録所へ出勤ありける所幸ひの所へ
能こそ出勤あり一唯今當席へ呼よせ評定不及りんと存する所

うり替く差扣へありて一執権衆評定衆のつとむも打揃ひて列席の初
了相知らせ侍るべしとの儀又志づくと差扣へありける所わい
出席ふと執権衆評定衆わのく席を糾して列座ありて月番の
執権申出されける此度両人の闘論一件津田与九郎事へ小身
者うり當麻山城守へ大身なり然るを与九郎山城守を胸打小
くく甚どめりて不届き不禮なり此不調法ふより津田へ
皆易を申付山城守へ与九郎小對人ふりて罷りたりて
さげが不年長じりかゆふ真妙なり然れども津田の對人なまむ
五千石を削り取て二千五百石ふなされ寄合へ推込らるるふあ
きのめたるんと有るを越州候これを聞て否々志づる此旨



大川一太郎二首巻之五

五



大川一太郎二首巻之五

五

大川族の
執成小より
津田与九郎
小加増と
た中人図

へまき管領の上聞不達一まひーの否哉と伺ふ評定衆佐々木近
 江守今日わのく列席のうへ評定をりつて談談の上この趣とを達
 せんとかりや一舟のりと岡越州候の威儀を正しくまう政への
 人論ふもられ背くをあまられを以てり津田与九郎へ日妻
 々の父高山甚内を養ふと舅を敬ひとらう道正しく山
 城守七千石を頂戴の身をりらう性實多慾恪懦ふして所謂
 衆歛私欲の祿盗人なり高山の姉女を妻としその舅の貧窮を救
 つべ育む妻を知られ妻女が外聞を憚りて自分の衣裳を縫らめ
 仕立直して初めての任られたとて祝を贈り初着を奈何と憤
 て是れを別添たる妻を離縁とるみ付て彼舅甚内へ遣へしむ

る二十金を急ふとり立る所よりして与九郎これ聞ふ忍び浪人
 のゆりくしと暮の上いんぞ火急金子の返渡わらぶとやと聲
 々の道をりつて是ををらひ返渡わらぶ然るを山城守聞ふ衆
 て猶も利銀を貪り欲心よく不人情なりがゆへと与九郎不打擲
 不遭なぐり帯せー刀をぬくとも知られ臆病未練小畜獸の姿
 不なり四ッ這小逃るやどの比喩未練言語同断の臆病者なり
 斯の如き腰脱を君の御側近召遣りんと哉自然のととき乃
 御用ふ立代渠奴を即ちち祿盗賊と申なり其盗人ふちをを
 寄合入などを仰せられ扶持を盗ませらるるとの所存ふをるや
 さてく各位の眼の明がるこそ笑止千万不存ずる所なり山城守が心

と大相違ひおほいそごひとて与九郎よきうらうへさてく弱年よわとしながら武道ぶどうを弁わま入義ぎの堅かたと
 男おとこや自然しぜんの時とききつと御用ごようやも立たたむれ男おとこより実意じついのある男おとこより
 然しかるを攻易くわういふやぶんとおの憚はげでうがう各位ごゐの眼力がんりきの拙つたうと是非ぜひも
 う右みぎの如ごとく武士道ぶしどうを立たたると与九郎よきうらうを攻易くわういふやぶび大腰おほしなぬけの
 知行ちぎやう盗賊たうさくを其その俸ほう小差せう置おく段だん不佞ふべいふわりの一いつ圓げんその意得いえがとく
 とく免角めんかく小政勢せうせいへ人の善惡ぜんあくを微細みそ小せう糾きうと微み一の事こととりとよその理り
 の當然たうぜんたるをめつと取捌とくさくと仕つかるが肝要かんよう第一だいいちと侍ざむらいると憚はげる色いろ
 う言上ごんじやうありけと管領くわんりやうをとりめ執權しつけん評定衆へうていしゆ一統いつとう小越州せうせうの中なかさう
 丹誠たんじやう小理せうりの當然たうぜんたるが足下そくか捌さくれと如何いか斗たうらつれ侍ざむらいると問とせ
 るへ越州えつせう謹ぎんんで曰いはく某そのうこの一件いつけん載許さいきよ仕つかると先津田せんづた与九郎よきうらう

小五百石御加増こいほひやくしやくごかぞうありせられ二十石にじゆしやくとありて御近習頭ごきんじゆづとう小命せうめいせられ
 自然しぜんの時の御用ごよう小せうきつと相立あひたむと者もの小せうなるままと山城守やましろのまもりへ武士ぶし
 の席せき小置せうおべとの卑夫ひおふああは今般このまの一件いつけん小付せうづてハ遠鳴えんなる申まをし
 不ふどの罪科つみこもあはは是これハ唯ただ黄白わうはくを貪ねんり溜るる更さらをこのむ男おとこれ
 ハ京都きやうとへ登のぼして街夫まちうと柳やなぎ下くだられるが却かへて彼かれハ飲のとび申まをべとら其その
 後のちとて室町殿むろまちのどのへその旨仰みよせうで達たつせられ免角めんかく小武權せうぶけんを罵ののらるやう
 小吃度せうくた教訓けうくんの久ひさく街夫まちうと成なるるとと早はや々々京都きやうとへ登のぼされる然しかるる
 うんやと教光けうくわうの言上ごんじやうありければ管領くわんりやうをとりめ執權しつけん評定衆へうていしゆのあつと
 いうさゆ此理このり至極しごく當然たうぜんと有あてこの後のち小談せうだんあつと此趣このしゆを
 月番つきばんの執權しつけん評定衆へうていしゆ越前候えつぜんこう出座しゆざ同席どうせきとて命めいとらの上意じやういふら

て畏まり各仕御前をうろく退ぞ記録所不わのく當麻山城守
津田与九郎兩人預り賀中勢太捕倉賀野三河守召連きり記
録所次の間不伏不わのく鎌倉執権六候侍所別當二候評定衆
四候月番執権上杉讚岐守憲時評定衆月番二階堂左門尉政行
少令尹大川越前守教光等一統列座ゆく越州候是を兼り津田与
九郎ハ五倫の道をゆり男高山甚内夫婦を養育の久く武道を忘
れず貧夫山城守金子元利とも不速く返渚の上武道の所為
奇特不思しめられ家禄千五百石の上五百石御加増下され向後御
近習上席を命せらる管領を大坊不守護奉るべとのうろつた不
當麻山城守先祖の余光をうろく大禄頂戴うろく五倫の道を忘

れ武道の本意を失うハ利欲不ふけり己不親子の道をまはる是不
よろしく向後邸宅地御取揚家禄召るされ京都へ差登され街民
不道下られる老家賤有金など下さる早々立退さ京都へ罷り上る
危しとの上意を兼り兩人しも噓と不伏し御前を立て久すある
与九郎ハひとと大川越前守の利解の情けふりハ公難を免かれ
と上不却て御加増を頂戴不わびける是不於て執権月番上杉讚岐
守憲時評定衆月番二階堂左門尉政行少令尹大川越前守教光の
連書をうろく山城守を下吏守護あつて京都月番執権細川右京
大夫勝元少令尹伊勢伊勢守貞親が邸館五辻通の北室町の西へわ
られみくる當着の砌り此旨勝元朝臣へ届けの上伊勢守奴僕部家

小哲時寓居あつて管領の命令をゆりて大宮通り三條辺小丁家の
 賣家をうけて渡され室町御所政廳へ管領出席わつて山城守を廳下
 へ召出し其方儀向後尔未侍民とつて町任居の身分なれば万變
 相慎と侍民など小對し我儀權柄ある吏訣して有まじとすも武
 家の權威を申比の儀などは是ある不於て遠嶋申付らるべきの間
 向後とつと相心得らるらば心得らざればの儀あつてと命令られ
 嚴重小街夫とつて當麻屋正左門と名を改め商人と成るぞ
 をがうしき

近世 大川仁政録第二輯卷之五大尾
 美談

繡像復讐言石見英雄録

全部 五十冊

南海 玉藻主人 編輯
 浪花 榮富 秋川芳梅 画

初編 七冊 系師人作 玉藻主人編 第三編 良湯子嗣著 第四輯以下作者一家
 永祿天正の頃流石名嶋の勇士岩見重太郎橋本季が生じたり我者修治
 せし川の武功大蛇の害を除き老練の妖を殺せし勇威を振れ後子天の橋を
 廣瀬成洲大川ホ三人の大敵を撃て父兄の怨恨を晴し後小室町懸の奉仕に任官
 し給本玉水正は我者殺れりとも同じ言置奉事家々我邪藩婦岩瀬孝女新月ホ
 給し當の五雄と稱する勇士の列傳靈猿惡魚の怪談ホ五輯より益入佳境新話あり

南久寶寺心齋橋水入

浪花書肆

前川善兵衛藏

